

(仮称)新宿区災害対策推進条例の制定について

1 基本的な考え方

首都直下地震など差し迫る大震災に備え、減災の視点に立ち、自助・共助・公助の理念に基づく区、区民、事業者等の役割を明らかにするとともに、災害に強いまちづくり、帰宅困難者対策、地域防災ネットワークづくりをはじめとする災害対策を明確かつ体系的に示し、減災社会づくりに向けて総合的かつ計画的に取り組んでいくため、「(仮称)新宿区災害対策推進条例」を制定する。

2 条例の制定時期

平成 25 年 4 月 1 日

3 条例の概要

□ 目的

新宿区における災害対策の基本方針や、区、区民及び事業者等の役割を明らかにし、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図り、区民等の生命・身体・財産を守る。

□ 災害対策の基本方針

減災の視点を基本に、自助・共助・公助の理念に基づき、区、区民及び事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら災害対策を推進する。

□ 災害対策における各主体の役割

◇ 区の役割

迅速かつ的確な災害対策の実施、災害発生後の都市の復興及び区民生活の再建・安定等

◇ 区民等の役割

水・食糧の備蓄、建物の耐震化及び家具転倒防止対策、地域との協働による災害対策事業など自助・共助に基づく災害対策の実施等

◇ 事業者の役割

施設の安全性の向上や顧客・従業員・周辺住民等の安全確保、周辺住民等との連携による災害対策の実施等

□ 災害予防対策

◇ 災害に強いまちづくりの推進

建築物の耐震化や家具転倒防止対策をはじめ、市街地整備や都市基盤整備、消防水利の確保、水防体制の整備や都との連携による総合的治水対策による災害に強いまちづくりの総合的な推進等

◇ 災害応急活動体制の整備

事業継続計画の策定、情報連絡体制や災害対策施設等の整備、相互援助協定の締結等による災害応急活動体制の整備

◇ 地域防災力の向上

防災区民組織や防災ボランティアの育成・支援、災害時要援護者対策や中高層マンション対策、地域防災ネットワークの構築等による地域防災力の向上

◇ 防災知識の普及・訓練の実施

防災知識の普及等による区民の防災意識の向上、防災訓練の積極的な実施等

□ 災害応急対策等

災害対策本部を中心とする応急活動態勢の確立による情報の収集伝達、避難誘導、避難所の開設、飲料水・食料等の供給、緊急輸送及び医療救護等の救援活動等の的確な実施等

□ 帰宅困難者対策

区、区民、事業者、国、都及び防災関係機関等の連携による一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保及び帰宅困難者への情報提供など総合的な帰宅困難者対策の推進等

□ 復興対策

区、区民、事業者、国、都及び防災関係機関等の連携による都市復興、生活の再建・安定の推進等